

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）
の実施結果について

1. 概要

「埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令案の概要」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

- 意見募集期間：令和6年12月13日（金）～令和7年1月11日（土）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送
- 意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見提出状況

- 意見数 0件
(ほか意見募集対象外の意見 2件)

※ 本省令案につきましては、検討の結果、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令」に名称を変更することといたしました。